

ID: 6

担当部署: 総務課

| | | | |
|---|---|---------|-------|
| 処分の概要 | 開示の請求の決定 | | |
| 例規名 根拠条項 | 聖籠町個人情報保護条例 第19条第1項 | | |
| 例規番号 | 平成16年 条例第3号 | | |
| <p>【根拠条文】 (請求に対する決定等) 第十九条 実施機関は、開示等の請求があつたときは、当該請求があつた日から起算して十五日以内に、開示等の可否を決定しなければならない。</p> <p>【基準】 第12条及び第13条の規定による。 (開示の請求等) 第十二条 何人も、実施機関に対して、自己に関する保有個人情報の開示を請求することができる。 2 実施機関は、前項の請求に係る保有個人情報が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを開示しないものとする。 一 開示しないことについて法令等に定めのあるもの 二 個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関するものであつて、本人に知らせないことが正当であると認められるもの 三 調査、交渉、照会、争訟等に関するものであつて、開示することにより、公正又は円滑な行政執行が著しく妨げられると認められるもの 3 実施機関は、前項各号のいずれかに該当する保有個人情報であつても、期間の経過により同項各号のいずれにも該当しなくなつたときは、当該保有個人情報を開示するものとする。 4 実施機関は、第一項の請求に係る保有個人情報が第二項各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とからなる場合において、これらを容易に分離することができ、かつ、分離したことにより開示の請求の趣旨が失われることがないと認めるときは、同項各号に該当する情報を除いて開示するものとする。 (保有個人情報の存否に関する情報) 第十三条 開示請求に対し、当該開示情報に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるときは、実施機関は当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 請求があつた日から起算して15日以内(やむを得ない理由により当該期間内に決定をすることができないときは、当該期間を延長可)(第19条第1項及び第4項) | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成22年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |